

○ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校 の設置等に係る認可の基準

(平成十五年三月三十一日文科科学省告示第四十五号)

最終改正 平一九・三・三〇文科告五〇

大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等 に係る認可の基準

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下この条及び附則第二項において「大学等」という。）並びに大学院に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）、短期大学設置基準（昭和五十六年文部省令第二十一号）、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）、短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一 大学等及び大学院に関する法第四条第一項の認可の申請を行った者（以下「認可申請者」という。）が設置する大学等における開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間、短期大学において修業年限が二年の学科にあつては過去二年間、修業年限が三年の学科にあつては過去三年間、高等専門学校にあつては過去五年間）の入学定員に対する入学者の割合の平均（以下「平均入学定員超過率」という。）が一定値未満（大学にあつては学部単位（学部の学科ごと）に修業年限が異なる場合には学科単位）で一・三倍未満、短期大学及び高等専門学校にあつては学科単位（学科の専攻課程ごと）に修業年限が異なる

場合には専攻課程単位）で一・三倍未満）であること。
二 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置又は収容定員増でないこと。

2 前項第二号の規定は、期間（平成二十年度から平成三十四年度までの間の年度間に限る。）を付して収容定員（医師の養成に係るものに限る。以下この項において同じ。）を増加することができるものとして文部科学大臣が別に定める大学に関する法第四条第一項の申請のうち、平成二十年度から平成二十九年度までの間の収容定員に係る学則の変更に係るものの審査については、適用しない。

第二条 文部科学大臣は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下この条において「大学等」という。）に関する法第四条第一項の認可の申請を審査する場合において、認可申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認可をしないものとする。

一 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請又は同条第二項の届出において、偽りその他不正の行為があつた者であつて、当該行為が判明した日から起算して五年以内で相当と認める期間を経過していない者
二 認可申請者が設置する大学等について、法第四条第三項に規定する命令、法第十五条第一項に規定する勧告又は同条第二項及び第三項に規定する命令（以下この号において「命令等」という。）を受けたにもかかわらず、当該命令等に係る事項の改善が認められないもの
三 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第十三条に規定する設置計画の履行の状況が著しく不適当と認められる大学等を設置する者

附則

1 この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

2 大学等及び大学院の設置又は収容定員増の認可の申請のうち、平成十六年度から平成十九年度までの間に開設しようとするものに対する審査についての平均入学定員超過率に係る要件については、平成十九年度までの間、第一条第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる開設年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。

| 開設年度 | 大 学 | | 短 期 大 学 | | 高等専門学校 |
|--------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| | 平均入学定員超過率 | 係る要件 | 平均入学定員超過率 | 係る要件 | |
| 平成十六年度 | 平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・七五倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間）の学部全体の入学定員が二〇〇人未満の学部 | 平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・七五倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学部にあつては過去三年間）の学部全体の入学定員が一〇〇人未満の学科 | 平均入学定員超過率が一・五〇倍未満であること。 |
| 平成十七年度 | 平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・六四倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間）の学部全体の入学定員が二九〇人未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・六四倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学部にあつては過去三年間）の学部全体の入学定員が一四五人未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・四五倍未満であること。 |
| 平成十八年度 | 平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・五三倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間）の学部全体の入学定員が二八〇人未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・五三倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学部にあつては過去三年間）の学部全体の入学定員が一四〇人未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・四〇倍未満であること。 |
| 平成十九年度 | 平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・四二倍未満であり、かつ、開設前年度から過去四年間（修業年限が六年の学部にあつては過去六年間）の学部全体の入学定員が二七〇人未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・四二倍未満であり、かつ、開設前年度から過去二年間（修業年限が三年の学部にあつては過去三年間）の学部全体の入学定員が一三五人未満であること。 | 平均入学定員超過率が一・三五倍未満であること。 |

附 則 (平一七・三・三二文科告五二)
この告示は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平一八・三・三二文科告五二)
この告示は、平成十八年四月一日から施行する。